

「Web 会議システムを利用した会議への出席について」の新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
Web 会議システムを利用した会議への出席について 令和 4 年 1 2 月 2 2 日 （一部改正： 令和 7 年 月 日） 宮城県国民健康保険審査会決定第 1 号 （Web 会議システム利用の可否） 1 <u>審査会での審理は個人情報扱うものであることから、対面での実施を原則とするが、会長が必要と認めるときは、会長以外の委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。</u> （出席の取扱い） 2 Web 会議システムによる出席は、国民健康保険法（昭和 3 3 年 1 2 月 2 7 日法律第 1 9 2 号）第 9 6 条に規定する出席として取り扱うものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる時も同様とする。 （退席の取扱い） 3 <u>Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものみなす。</u> <u>ただし、通信障害により、2 ～ 3 分程度通信が途切れる場合であっても、全体を通して、審理内容の全趣旨が把握できる状態であれば出席継続と取り扱う。</u>	Web 会議システムを利用した会議への出席について 令和 4 年 1 2 月 2 2 日 宮城県国民健康保険審査会決定第 1 号 （Web 会議システム利用の可否） 1 <u>新型コロナウイルス感染症の急速な拡大等に対応するため、会長が必要と認めるときは、会長以外の委員は、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。</u> （出席の取扱い） 2 Web 会議システムによる出席は、国民健康保険法（昭和 3 3 年 1 2 月 2 7 日法律第 1 9 2 号）第 9 6 条に規定する出席として取り扱うものとする。Web 会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる時も同様とする。 （新設）

(We b会議に出席する場合に確保すべき環境) <u>4</u> We b会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。 (会議の非公開に関する取扱い) <u>5</u> 宮城県国民健康保険審査会口頭意見陳述実施要領（平成29年1月13日施行）第6条第1項の場合を除き、委員以外の者に視聴させてはならない。 (その他) <u>6</u> この内規に記載のない内容については、会長と事務局が協議をしてこれを定める。 <u>(削除)</u>	(We b会議に出席する場合に確保すべき環境) <u>3</u> We b会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。 (会議の非公開に関する取扱い) <u>4</u> 宮城県国民健康保険審査会口頭意見陳述実施要領（平成29年1月13日施行）第6条第1項の場合を除き、委員以外の者に視聴させてはならない。 (その他) <u>5</u> この内規に記載のない内容については、会長と事務局が協議をしてこれを定める。 ※) 解説 審査会での審理は個人情報扱うものであることから、<u>あくまで対面での実施が原則</u>となります。 しかし、新型コロナウイルス感染症のまん延により、本来会議場（県庁内）で書面審理等すべきところ、外出を自粛せざるを得ない場面が想定されます。そのような場合に、御自宅・職場において、We b会議システム（例、Webex、Zoom）を活用して実施するものです。ただし、会議を主宰する会長（事務局を含む）は、引き続き、会議場（県庁内）に参集します。 口頭陳述人等は行政不服審査法第37条により、We b会議システムによる参加がもともと認められているため、今回の記載の対象としておりませんが、各委員や、口頭意見陳述人等の関係者においては、We b会議システムまたは会議場への来庁をその都度選択することができます（開催通知の際に都度確認させていただきます）。 なお、通信障害により、2・3分程度通信が途切れる場合であっても、全体を通して、審理内容の全趣旨が把握できる状態であれば出席継続と取り扱います（把握できない場合には、その時点から欠席扱いとしますので、必ずお申し出ください）。
---	---

附 則

- この決定は、令和7年 月 日から施行する。